

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午前10時45分

○議長（小林哲雄）

日程第2 認定第2号 決算認定について、国民健康保険特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

認定第2号 決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。平成26年9月4日提出、開成町長府川裕一。

続いて、決算書の161ページをご覧いただきたいと思います。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額、16億7,051万9,000円。歳入決算額、16億8,755万4,737円。歳出、歳出予算現額、16億7,051万9,000円。歳出決算額、16億70万4,223円。歳入歳出差引額、8,685万514円。うち基金繰入額は0円でございます。平成26年9月4日提出、神奈川県足柄上郡開成町長府川裕一でございます。

次のページに行きまして、歳入でございます。

1款の国民健康保険税から11款の諸収入まで、続いて、歳出になります。1款の総務費から次のページおめくりいただきまして、11款の予備費ということで、歳入歳出差引残額、8,685万514円になります。

では、詳細を説明させていただきますけれども、決算書の附属資料でございます、330ページ、331ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。25年度の歳入合計といたしまして、16億8,755万4,000円でございます。24年度が16億4,762万9,000円でございますので、比較といたしまして、3,992万5,000円ということで、2.4の伸びでございます。24年度につきましては、前年度プラスの2.5%ございましたので、ほぼ24年度並みということですが。

続いて、歳出になります。歳出の平成25年度合計が16億70万4,000円でございます。24年度15億7,094万7,000円で、差引、比較でございますけれども、2,975万7,000円ということで、プラスの1.9%の伸びになってございます。24年度がプラスの3.4%、23年度もプラスの6.7%ございましたので、25年度歳入歳出ともに全体的には比較的安定した財政運営ということで捉えてございます。

その要因といたしましては、一つは被保険者数の伸びが見られなかったことと、もう一つは高額な医療費が24年度に比べると抑えられたことということで捉えてございます。

では、歳入のそれぞれ科目ごとに伸びを見てみますと、25年度に保険税を改定し

てございます。国民健康保険税につきましては、構成比としては23.5%、決算額3億9,658万9,000円になってございます。24年度と比較しますと、プラスの構成比で見ますと、2.3%になってございます。

また、多いものと、3番目の国庫支出金ということで、こちら、構成比といたしまして、16.1%、24年度は17.0%ですので、マイナスの0.9%になっています。

一番伸びてございますのが、5の前期高齢者交付金になります。決算額といたしまして4億9,546万9,000円ということで、構成比といたしましては29.4%です。24年度26.4%ですので、プラスの3.0%になります。金額的に見ても、前年度と比較いたしまして6,126万3,000円の伸びということで、前年度に比べて14.1%になってございます。

続きまして、9の繰入金になります。1億2,840万7,000円ということで、構成比といたしましては7.6%、前年度、24年度10.6%でございまして、マイナスの3.0%。前年度との比較で金額を見ますと、4,654万3,000円の減、構成比としては26.6%の減というような形になってございます。

あと、一番上の、戻って申しわけございませんけれども、国民健康保険税でございまして。25年度改定をいたしまして、24年度の比較ということで、4,684万2,000円プラスになってございます。伸び率といたしましては13.4%でございまして。当初、税率を改定するとき、一応13.79%を想定しておりましたので、ほぼ13%台ということで、同じになってございます。

続いて、歳出になります。25年度が一番構成比として多いのが、やはり2番目の保険給付費になります。10億9,375万2,000円ということで、構成比68.3%になります。24年度も、金額的にはプラスの2,342万8,000円で2.2%伸びておりますけれども、構成比としては68.3%と68.1%ですので、ほぼ同じという形になってございます。

その下、後期高齢者支援金等でございまして。25年度、2億1,070万4,000円ということで、構成比13.2%、24年度も13.2%でございまして。金額として比較いたしまして、319万5,000円で、伸びとしても1.5%の伸びということで、ほぼ同率でございまして。

二つ飛ばしまして、6の介護納付金になります。8,571万1,000円ということで、構成比5.3%で、24年度とほぼ変わりございません。金額といたしましては117万4,000円の増、1.4%の増となつてございます。

続きまして、全体的には歳入歳出、今のお話のとおりでございましてけれども、保険給付費、全体的に2.2%の伸びで抑えられたこと、あと、後期高齢者支援金等も1.5%、介護納付金も1.4%の伸びというような形になりまして、トータルで1.9%の伸びという結果に終わつてございます。

比較的安定した財政というところでご説明させていただきましたけれども、では被保険者数の伸びがどうだったのかということ、その隣のページ、331ページの

下の経理関係諸比率をご覧いただきたいと思います。平均の位置ということで、平均の世帯数2, 293世帯で、前年度と比べてプラスの14世帯になってございます。また、平均被保険者数ということで、4, 070人。前年と比べてプラスの11人ということでございます。

こちらは、年間の平均の世帯数と被保険者数でございますけれども、25年度末の世帯数と被保険者数は、その次のページ、1ページおめくりいただきまして、333ページの下の表をご覧いただきたいと思います。参考ということで、平成26年3月31日現在、加入世帯数ということで、2, 281世帯。前年度と比べまして、プラスの4世帯でございます。うち、退職費保険者世帯数につきましては、204世帯ということで、前年と比べてマイナスの17世帯になってございます。ですので、一般につきましては、2, 077世帯ということで、プラスの21世帯というような形になります。

続いて、被保険者数でございます。25年度末の加入の被保険者数でございますけれども4, 033人ということで、前年と比べてプラス2人、うち退職費保険者数ということで300人で、マイナスの36人ですので、一般の被保険者数につきましては、3, 733人となりまして、プラスの38人になってございます。

今、ご説明させていただきましたとおり、一般の世帯数、被保険者数については若干伸びが見られるものの、退職者数が減っておりまして、トータル的には前年とほぼかわらない世帯数、被保険者数となっております。なお、25年度末の被保険者数の加入率というところで見ますと、24.2%になりまして、24年度、24.3%でしたので、マイナスの0.1%ということで、なお国保の加入者が減っているというような状況になってございます。

続きまして、331ページにお戻りいただきたいと思います。上の表、保険税の状況でございます。現年課税分ということで、調定額4億683万7, 000円。収入額といたしましては、3億8, 120万8, 000円ということで、収納率につきましては、93.7%になります。昨年、93.6%ですので、プラスの0.1%になってございます。

その下、滞納繰越分ということで、9, 888万8, 000円になります。収入額が1, 538万1, 000円ということで、収納率としては15.6%です。前年度11.4%ですので、プラスの4.2%になります。計といたしまして、調定額5億572万5, 000円。収入額といたしまして、3億9, 658万9, 000円ということで、収納率78.4%。前年度76.6%ですので、プラスの1.8%になってございます。

続いて、所得割と資産割の応能分でございますけれども、課税総額はこちらに記載してあるとおりで、構成比、それぞれ所得割が43.5%、資産割が13.2%ですので、応能分といたしましては56.7%。24年度につきましては56%ですので、応能分がプラス0.7%増えているような状況になってございます。

続いて、被保険者均等割りが26.2%。世帯別の平等割が17.1%ということ

で、応益分として43.3%になります。

続いて、その真ん中の表、医療給付費の状況ということで、療養費、高額出産、葬祭費等については、件数、費用額については、こちらに記載してあるとおりでございます。

では、続きまして、説明資料で詳細を説明させていただきたいと思います。60ページ、61ページをご覧いただきたいと思います。なお、時間の関係もございますので、経常的なものとか少額のものについては省略させていただきます。

まず、国民健康保険税の一般の被保険者国民健康保険税でございます。今年度から税と同じように収納率に関しましては、”収納額/調定額”というふうにさせていただいております。こちらは、介護、後期も同様としてございます。

まず、一般の医療給付分の現年度分の収納率でございますけれども、93.40%になっておりまして、プラスの0.18%でございます。

続いて、一般の後期高齢者支援金分の現年度分でございますけれども、前年度と比べてプラスの0.17%。

続いて、現年度分の介護納付金分でございますまして、プラスの0.98%でございます。その下、滞納繰越分でございますけれども、一般の医療給付分については、プラスの4.4%。その下、介護納付金分については、プラスの9.48%。一番下の後期高齢者支援金分については、マイナスの1.54%になります。

なお、退職の現年度分、滞納繰越分につきましては、以下記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

続いて、督促手数料は省きまして、国庫支出金、国庫負担金になります療養給付費等負担金。現年度分の療養給付費負担金でございます。こちら、一般被保険者にかかる療養の給付、療養費、高額療養費等及び介護納付金の納付に要する費用に対する、国の100分の32の負担分でございます。こちら、前年度と比べまして、マイナスの2.1%になってございます。

その下、拠出金、負担金になります。老人医療費拠出金及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する、国100分の32の負担分で、こちらはプラスの0.8%になってございます。

その下、高額医療費共同事業負担金です。高額医療費共同事業拠出金、2,618万8,000円に対する、国の4分の1の負担分でございます。

その下、特定健康診査等負担金です。特定健康診査等事業補助基準額、575万6,000円に対する、国3分の1の負担分でございます。国庫補助金、財政調整交付金ということで、普通調整交付金になります。国から財政需要及び財政収入において、調整対象需要額が調整対象収入額を超えるときに交付されたものでございます。

その下、特別調整交付金ということで、臓器提供パンフレット、ジェネリック医薬品パンフレット等の特別な事情により支出を行ったことにより、国から交付されたものでございます。

その下、一つ飛ばさせていただいて、次のページになります。療養給付費等交付金、

退職者医療費交付金になります。退職保険者の医療給付費について、退職被保険者等による保険税を除いた額を、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

前年度清算金は省きまして、その下、前期高齢者交付金になります。こちら、65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均加入割合よりも、加入割合が高い保険者に対して、社会保険、診療報酬支払基金からの交付金になります。これにつきましては、先ほどお話ししましたように、前年と比べて14.1%、金額といたしましては、6,126万3,479円の増になってございます。

続いて、県支出金、県負担金、高額医療費共同事業負担金になります。こちら、拠出金と2,618万8,000円に対する、県の4分の1の負担金になります。

続いて、県負担金ということで、特定健康診査等負担金になります。補助基準額575万6,000円に対する、県の3分の2の負担金になります。

続いて、財政調整交付金ということで、普通調整交付金になります。一般被保険者による療養の給付費等負担金の算定額の100分の8相当分ということで、こちら前年度と比べてマイナスの3.7%になってございます。

特別調整交付金、県から収納率向上、医療費適正化、適用適正化、税制健全化メニューに規定された特別な事業を実施した実績に基づき交付されているものでございますけれども、こちら前年に比べてマイナスの7.2%になってございます。

続いて、共同事業交付金。高額医療費共同事業交付金になります。交付基準額80万円を超える医療費を対象に、県の国民健康保険団体連合会から2分の1、交付されたものでございます。

その下、保険財政共同安定化事業交付金でございます。30万円を超える医療費の一定部分が交付対象となりまして、交付基準額の100分の59が国民健康保険団体連合会から交付されているものでございます。

続いて、繰入金、他会計繰入金になります。一般会計繰入金ということで、保険基盤安定繰入金保険税軽減分になります。国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて、まさに国、県から補填された分を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れたものでございます。25年度、税率改正に合わせまして、低所得者対策ということで、7割、5割、2割軽減を実施しておりますので、この分が前年度と比べて、52.3%伸びてございます。金額といたしまして、1,020万9,084円増えてございます。

その下、保険基盤安定繰入金保険者支援分ということで、国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するため、低所得者を多く抱える市町村に対し、支援された分を一般会計から国保特別会計に繰り入れているものですが、こちら前年度と比べて6.2%の増になってございます。

食品給与費等の繰入金は飛ばしまして、出産育児一時金の繰入金になります。出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れているものでございます。

財政安定化支援事業繰入金でございます。所得に少ない被保険者が多い等の理由に

よりまして、国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のため、一般会計から国保特会に繰り入れたものでございます。

続きまして、その他一般会計繰入金ということで、その他一般会計繰入金。医療費の増大に対応するために、一般会計から国保特会のほうに繰り入れているものでございまして、法定外の繰入金となっております。こちら、25年度の税率を改正したことも幸いたしまして、マイナスの46.4%の減ということになってございます。金額といたしましては、5,486万8,260円の減ということになってございます。

以下、繰越金等は省略をさせていただきます。

続きまして、歳出になります。まず、総務費でございます。一般管理費ということで、国保運営の財政運営にかかる必要な書類等の購入。印刷等の部分。あと医療費適正化のためにレセプト点検員の賃金等を支出してございます。

その下、連合会負担金になります。神奈川県国民健康保険団体連合会の運営を円滑にするためということで、負担金を拠出してございます。

その下、賦課徴収費ということで、6月に賦課決定をしております納税通知書の印刷、送付及び収納処理を行ってございます。

続いて、国民健康保険運営協議会費ということで、会議を2回開催してございます。

続いて、保険給付費療養諸費一般被保険者療養給付費になります。一般被保険者に対しての療養の給付を行ってございます。被保険者の受診件数は、6万6,035件になります。こちら、前年と比べて3.6%の伸び。金額といたしましては、3,117万2,021円でございます。

続いて、その下の退職分になりますけれども、退職被保険者に対して給付を行っているものでございまして、6,179件になります。

続いて、一般被保険者療養費支払事業費になります。一般被保険者に対して、医療費の償還払いや柔道整復師の療養費用額の療養費の給付を行ってございます。件数といたしましては851件になっておりまして、前年度と比べて7.2%でございます。

その下、退職分でございますけれども、件数的は92件でございます。

審査支払手数料は省略させていただきます。高額になります。高額療養費の一般分でございます。こちら一般被保険者の医療費の自己負担分について、月単位で一定の限度額を超えた場合、その超えた分につきましては現金給付をさせていただいております。1,618件の支払いを行ってございますけれども、前年と比べて4.6%、424万5,706円の増でございます。ただ、24年度につきましては、この高額、プラスの9.0%の伸びというような状況になっておりましたので、4.6%に抑えられたものでございます。

次に、退職分につきましては、115件の支払いを行ってございます。

一つ飛びまして、出産育児一時金の支給事業費でございます。こちら、被保険者が出産した15人に対して一時金ということで、一人当たり42万円を支払ってございます。24年度、20人に対して支払ってございますので、若干減っております。

一つ飛びまして、葬祭費になります。お亡くなりになったときの一人、1件分7万円を葬祭費ということで支給をさせていただいています。27人分でございます、24年度、20人分でございますので、若干増えてございます。

その下、後期高齢者支援金等になります。後期高齢者医療広域連合が運営する、後期高齢者医療制度の保険給付費等に充てるために、保険者が加入者数に応じ、拠出金を負担してございます。前年と比べて、1.5%になってございます。

続いて、前期高齢者納付金ということで、65歳から74歳までの前期高齢者が国民健康保険に多く加入していることにより、負担の不均衡を調整する仕組みということで、医療保険者が加入者数に応じて負担するものでございますけれども、こちらマイナスの3.8%になってございます。

一つ飛びまして、介護納付金納付事業費でございます。介護保険制度を円滑に運営するため、国民健康保険の保険者としての納付金の拠出を行っておりまして、こちらは1.4%の伸びになっております。24年度につきましては10.2%ほど伸びておりましたので、25年度、1.4%の伸びで抑えられたことが大きかったかなというふうに思っております。

その下、共同事業費拠出金になります。高額医療費拠出金支給事業費になります。高額医療費の支払いによる保険者の財政負担の緩和を図るため、保険者間の相互共済を目的して国民健康保険の団体連合会へ拠出金を支払ってございます。

一つ飛びまして、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業費になります。県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費について、国民健康保険団体連合会へ拠出金の支払いを行ってございます。

次のページになります。保険事業費ということで、特定健康診査等事業費になります。40歳から75歳未満の被保険者に対しての特定健康診査、特定保健指導に関する経費になってございます。平成25年度特定健康診査の受診率につきましては、人間ドック分も含めまして、991人ということで、受診率35.9%になってございます。24年度、35.6%でしたので、プラスの0.3%になってございます。

続いて、保険普及費ということで、医療費適正化事業ということで、医療費の費用額の通知を年に6回通知してございます。また、人間ドックの助成ということで、一人2万円を157人、24年度152人でしたので、プラスの5人ということですがけれども、助成を行っております。また、ジェネリック医薬品の活用に関するパンフレット等を購入して、本算定のときに周知を徹底しております。

続いて、交際費になります。一次借入金利子ということで、医療費支払いのために、規定に基づきまして5,000万円を一時借入金として借り入れをしたときの利子になってございます。

以下、諸支出金については省略をさせていただきます。

では、最後に決算書に戻りまして、192ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額16億8,755万4,000円。2、歳出総額、16億70万4,000円。3、歳入歳出差引額、8,685万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は0でございます。5、実質収支額といたしまして、8,685万円となっております。

以上、説明は終わりです。

○議長（小林哲雄）

認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を終了いたします。